

第三期特定健康診査等実施計画

アイシン健康保険組合

最終更新日：2022.11.15

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	生活習慣病 ・医療費構成のうち生活習慣病が高い割合を占めている。 ・40代の特定保健指導対象者割合が他健保に比べ多い。 ・35-39歳においてもリスク保有者（特保対象）割合が増加している	ターゲット別アプローチ（若年層含む） → ・特定保健指導の強化 ・生活習慣改善のための食事・運動セミナーの実施 ・健康維持やセルフケアのための情報提供
No.2	新生物（がん） ・乳がん、子宮がんは新生物のなかでも若年での発症が目立ち、罹患者も多い	→ ・婦人科健診の受診勧奨強化（早期発見） ・健診環境の整備（機会の増加、就業時間での受診） ・婦人科疾病に関する情報の提供（予防）
No.3	重症化 ・健診受診者のうち約10%が血圧、血糖、脂質の値が治療域であるにもかかわらず医療機関を未受診。 ・被扶養者の約30%が健診未受診でリスクを未把握	→ ・事業所との協業による受療勧奨の実施 ・受診勧奨値や重症化疾病などの情報発信 ・被扶養者健診の受診勧奨の強化
No.4	歯科 ・医療費構成のうち歯科医療費が高い割合を占めている。 ・歯周病、う蝕の重症化割合が他健保と比べて少々高い	→ ・歯科健診の推進 ・歯科健診結果からの受診勧奨の実施
No.5	メンタルヘルス ・男性被保険者では、他健保に比べて40代・50代のメンタル疾病受療率が高い ・問診で睡眠が不十分と回答した割合が他健保に比べ高い	→ ・事業所との協業によるメンタル疾病未然防止活動 ・セルフケアのセミナー実施や情報発信 ・リフレッシュ（運動）イベントの実施

基本的な考え方
特定健康診査 基本的考え方 40歳以上被保険者の10割近くが特定健康診査を受診しているのに比べ、被扶養者の特定健康診査受診率が6割程度であり、4割近くの被扶養者の生活習慣病リスク又はコントロール状態が把握できていない。重症化を防ぐための適切な保健指導を行うために被扶養者の特定健康診査受診率の向上が必須。 また、40歳未満の若年層からの健診受診に関するポピュレーションアプローチが必要。
特定保健指導 1.基本的考え方 40歳代の特定保健指導対象者が他健保に比べて多い。また特定保健指導対象者の6割以上が積極的支援に該当している。特定保健指導の実施率及び改善率の向上が必須。 また、特定保健指導対象者以外に対して健康を保持するためのポピュレーションアプローチが必要。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 健康診断（被保険者）

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～（上限なし）、対象者分類：被保険者
方法	事業所にて施設又は健診バスにて労働安全衛生法に基づいた定期健康診断を実施。
体制	事業所の健康管理部門を主体に委託等により実施

事業目標

健診受診率99%（40歳以上）

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	設定なし	-	-	-	-	-	-
	アウトプット指標	H31年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健康診査受診率	99%	99%	99%	99%	99%	99%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・事業所への健診結果提供の働きかけ ・年度内早期での健診実施の働きかけ ・健診結果のデータ化の働きかけ	継続実施	継続実施
R3年度	R4年度	R5年度
継続実施	継続実施	継続実施

2 事業名 特定保健指導（被保険者）

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：基準該当者
方法	事業所の保健師等または委託先機関による集団、個別指導にて実施
体制	事業所健康管理部門を主体に主に就業時間内にて実施

事業目標

特定保健指導率70%以上

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	設定なし	-	-	-	-	-	-
	アウトプット指標	H31年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導終了率	-	63%	66%	68%	70%	70%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・特定保健指導ガイドラインの説明 ・効果的な指導に関する意見交換 ・委託先機関とのブラッシュアップ	継続実施	継続実施
R3年度	R4年度	R5年度
継続実施	継続実施	継続実施

3 事業名 特定健康診査（被扶養者）

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：20～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	・巡回バス健診、契約健診機関、集合契約 等にて実施（通年） ・対象者へは実施案内を自宅へ郵送（年1～4回） ・自己負担受診料 ①集合契約：無料 ②その他：2,000円（一部除く）
体制	健保組合が主体となり、健診機関等への委託により実施。

事業目標

被扶養者特定健診受診率の向上							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	被扶養者特定健診受診率	72.0%	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%
	アウトプット指標	H31年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	健診受診勧奨の実施	2回	2回	2回	2回	2回	2回

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回健診（4月～1月）、集合契約（11月～翌年3月）、契約施設健診（6月～翌年3月）にて実施。 ・パート勤務先等での健診結果の提出を依頼（謝礼あり） ・健診受診勧奨の実施（3月、11月） 	継続実施	継続実施
R3年度	R4年度	R5年度
継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病通院者のかかりつけ医での受診（不足項目のみ）への補助実施（協力機関のみで試行） 	継続実施

4 事業名 特定保健指導（被扶養者）

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	巡回健診会場や自宅への訪問、Webなどによる面談及び電話・メールにて実施（通年）
体制	健康保険組合が主体となって保健指導機関への委託により実施

事業目標

特定保健指導対象者の減少（被扶養者）							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特保対象者の減少率	-	-	-	26%	28%	30%
	アウトプット指標	H31年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	被扶養者の保健指導終了率	60%	63%	63%	68%	70%	70%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・巡回健診会場での受診日当日の初回 面談の実施（委託） ・家庭訪問またはWebによる面談指導等 の実施（委託） ・健康保険組合保健師による対象者への 指導参加勧奨の実施（手紙、電話）	継続実施	継続実施
R3年度	R4年度	R5年度
継続実施	継続実施	継続実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値	全体	43,544 / 48,500 = 89.8%	43,619 / 48,500 = 89.9%	43,709 / 48,500 = 90.1%	43,791 / 48,500 = 90.3%	43,866 / 48,500 = 90.4%	43,956 / 48,500 = 90.6%
		被保険者	31,664 / 32,000 = 99.0%					
		被扶養者	11,880 / 16,500 = 72.0%	11,955 / 16,500 = 72.5%	12,045 / 16,500 = 73.0%	12,127 / 16,500 = 73.5%	12,202 / 16,500 = 74.0%	12,292 / 16,500 = 74.5%
	実績値	全体	39,260 / 44,437 = 88.3%	41,527 / 46,451 = 89.4%	41,593 / 48,152 = 86.4%	42,838 / 49,239 = 87.0%	/	/
		被保険者	29,977 / 30,607 = 97.9%	31,556 / 32,190 = 98.0%	32,935 / 33,417 = 98.6%	33,574 / 34,260 = 98.0%	/	/
		被扶養者	9,283 / 13,830 = 67.1%	9,971 / 14,261 = 69.9%	8,658 / 14,735 = 58.8%	9,264 / 14,979 = 61.8%	/	/
特定保健指導実施率	計画値	全体	5,073 / 8,209 = 61.8%	5,249 / 8,215 = 63.9%	5,426 / 8,221 = 66.0%	5,594 / 8,227 = 68.0%	5,762 / 8,232 = 70.0%	5,767 / 8,238 = 70.0%
		動機付け支援	2,029 / 3,283 = 61.8%	2,099 / 3,286 = 63.9%	2,170 / 3,288 = 66.0%	2,237 / 3,290 = 68.0%	2,304 / 3,292 = 70.0%	2,307 / 3,295 = 70.0%
		積極的支援	3,044 / 4,926 = 61.8%	3,150 / 4,929 = 63.9%	3,256 / 4,933 = 66.0%	3,357 / 4,937 = 68.0%	3,458 / 4,940 = 70.0%	3,460 / 4,943 = 70.0%
	実績値	全体	5,992 / 8,195 = 73.1%	5,629 / 8,582 = 65.6%	6,011 / 9,653 = 62.3%	6,556 / 9,368 = 70.0%	/	/
		動機付け支援	2,366 / 3,045 = 77.7%	2,330 / 3,323 = 70.1%	2,453 / 3,504 = 70.0%	2,366 / 3,392 = 69.8%	/	/
		積極的支援	3,618 / 5,150 = 70.3%	3,299 / 5,259 = 62.7%	3,647 / 6,149 = 59.3%	4,190 / 5,976 = 70.1%	/	/

目標に対する考え方

- ・特定健康診査受診率については、まず国の目標である90%達成を目標とし、被保険者・被扶養者毎で受診率目標を設定。
- ・特定保健指導終了率については、国の目標55%を達成し、次の段階として目標を70%に設定するとともに、改善率についても目標を設定。

特定健康診査等の実施方法

特定健康診査

実施方法

- ①被保険者：事業者が案内・実施する労働安全衛生法に基づいた定期健康診断にて実施。（随時実施）
（定期健康診断結果を事業主より受領し、特定健康診査結果とする。）
- ②被扶養者：健康保険組合が案内・実施する家族健診（巡回バス、指定医療機関）で実施。（通年実施）

※検査項目は、いずれの場合も特定健康診査項目及び問診

特定保健指導

実施方法

- ①被保険者：40歳以上で、定期健康診断により「動機付け支援」、「積極的支援」に該当した者について、事業者より特定保健指導の案内を行い、事業所保健師又は委託先機関等により実施する。（社内等で個別、集団にて実施）
- ②被扶養者：40歳以上で、家族健診等により「動機付け支援」、「積極的支援」に該当した者について、健康保険組合より特定保健指導の案内を行い、委託先保健師等により実施する。（健診会場、家庭訪問、Webにて実施）

※指導は、標準的な健診・保健指導プログラムに沿って面談、電話、メールにて改善指導を実施。

個人情報の保護

基本的な事項

- ・個人情報保護に必要な措置について下記規程を定め、遵守状況等の定期確認を実施
（「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護管理規程」、「機密文書管理規程」、「システム等運用管理規程」）
- ・職員への個人情報保護教育の実施
- ・業務委託先への監査を実施

加入者への対応

- ・個人情報保護に関する事項についてホームページにて掲載（利用目的、外部委託先など）
- ・個人情報の利用について健診案内等へ記載

特定健康診査等の実施計画の公表・周知

本計画は、当健保ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等の実施計画の評価及び見直しの内容等）

毎年評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合や既に目標を達成している場合には見直すこととする。